

(通達)「サッカー競技規則第3条－競技者：交代の数」における 運用緩和について

日サ協210073号
2021年4月19日

地域・都道府県サッカー協会 御中
各種連盟 御中

公益財団法人日本サッカー協会
事務総長 湯川和之

拝啓 時下益々清米のこととお慶び申し上げます。

日頃より本協会の事業に格別のご高配賜り誠にありがとうございます。

標記の件、地域・都道府県サッカー協会・各種連盟をはじめとする各種競技会を運営される皆様におかれましては、日頃より選手の安心・安全なプレー環境整備のため、サッカー競技規則や大会規定に則り競技会を開催いただき誠にありがとうございます。

さて、2021年1月14日付、日サ協発第210002号の文書にて『第3条-脳しんとうによる交代（再出場なし）の追加の試行』に関するご連絡を申し上げ、その試行に参加する競技会等については、本協会が対象となる競技会／リーグと協議し、決定することとしておりました。

今回の国際サッカー評議会（以下、IFAB）の回状は「脳しんとう」のみを対象とした通達でありましたが、一方で、本協会では本来の主旨である「競技者の安全や安心を優先することによって競技者のチームが数的不利益を被らないようすべきであること」を最優先に達成すべきと考え、1月より理事会にて議論を重ねて参りました。

この結果として、特に生命に危険を及ぼす負傷等に陥らず、プレーの続行が困難な負傷について、「サッカー競技規則第3条－競技者：交代の数」における運用緩和についてのJFA独自の運用基準を定め、地域・都道府県サッカー協会ならびに関係団体等での競技会において、「プレーの続行が困難な負傷等による交代」を大会要項等に明記することで別紙の通り、運用緩和することができることと致しました。

つきましては、地域協会、都道府県協会、市区町村協会やその他関連団体等が主催する競技会におかれましては、各主催者が交代の数に関する運用内容を決定していただき、その旨を大会要項に明記し、役員や出場チーム、審判員などの関係者に周知の上、競技会を実施していただきたく、お願い申し上げます。

多くのサッカーファミリーが安心・安全にサッカーを楽しめるようにとの意図で進める運用緩和です。既に新年度を迎え、新シーズンがスタートしている中と存じますが、交代最大数の拡大や、再交代の使用も含め、導入可能な競技会があれば是非ご対応ください。

敬具

交代の数の緩和における運用方法について

1. 運用目的

- 負傷者が発生し、当該選手が無理をしてプレーを続行することを防ぐ
- 再交代や自由な交代を適用しない競技会において、負傷者が発生し、当該チームの人数が少ない状況で試合を行うことを防ぐ

2. 対象競技会

- 全国大会の予選会となる競技会を除く、地域サッカー協会・都道府県サッカー協会ならびに関係団体等が開催する競技会。
- 運用緩和の実施有無に関しては、大会主催者が競技会ごとに判断する
- 本協会が主催する全国大会では適用緩和は実施しない

3. 緩和内容

- 1試合において、各チーム、定められた交代の数に加えて「プレーの続行が困難な負傷等による交代」の人数を任意で設定できる
- その人数は競技会主催者と関係者との間で事前に決定する
- 負傷によりプレー続行が不可能と監督または監督に準じる者が判断した場合、「プレーの続行が困難な負傷等による交代」を行うことができる
- 「プレーの続行が困難な負傷等による交代」は、「通常の交代」で定められている交代の数にかかわらず、行うことができる
- 「プレーの続行が困難な負傷等による交代」は、その前に何人の交代が行われているにかかわらず、行うことができる
- 氏名を届け出る交代要員の数が、交代の最大数と同じである競技会においては、既に交代で退いた競技者であっても「プレーの続行が困難な負傷等による交代」に基づき、交代で再び競技者になることができる
- 「交代の回数」の考え方を導入している競技会は、次のように対応をする
 - ・「プレーの続行が困難な負傷等による交代」は、「通常の交代」の回数の制限とは別に取り扱われる
 - ・チームが「プレーの続行が困難な負傷等による交代」を「通常の」交代に合わせて行った場合、1回の「通常の」交代としてカウントされる。
(例：「通常の交代」回数をハーフタイム除き、3回までとしている場合、「プレーの続行が困難な負傷等による交代」は3回を超えても可)

4. 運用方法

〈事前準備〉

- 「プレーの続行が困難な負傷等による交代」の最大人数を決定し、大会要項に記載し、

参加チーム、審判員等の関係者に十分周知する

〈大会当日〉

- 交代の進め方は、競技規則第3条-競技者に基づき行われる（下記に示される場合を除く）
- 「プレーの続行が困難な負傷等による交代」は、次の時に行うこととする
 - ・ 負傷した、またはその疑いが生じた直後に
 - ・ フィールド上での診断を行った後、またはフィールド外での診断後に
 - ・ （競技者がその時より前に負傷し、競技のフィールドに戻った場合を含め）それ以外で負傷した、または疑われる時はいつでも
- 監督または監督に準じる者が審判員に「プレーの続行が困難な負傷による交代」を行うことを通告する。その際、可能であれば、異なる色の交代カード／様式を用い、「通常の交代」とは区別した形式で審判員に通告する
- 負傷した競技者は、その後、どのような場合でも試合に出場することができない（ペナルティマークからのキックを含む）

〈審判員〉

主審（およびその他の審判員、特に第4の審判員）は、

- 競技者が交代させられるべきかどうか、また、「通常の交代」、あるいは、「プレーの続行が困難な負傷等による交代」によって交代すべきかどうかに関するチームの判断プロセスにかかわらない
- 実際に発生した負傷が、「プレーの続行が困難な負傷等による交代」を使用するに足り得るかどうか判断してはならない
- 競技者が実際に負傷した、またはその疑いがある場合、チームのキャプテンや監督・コーチ、医療スタッフに対して、競技者の負傷有無を判断する、また、処置する必要性があることを伝えるなど、適切な援助をするべきである
- 負傷した競技者がプレーを続けてはならないと、チームのキャプテンや監督・コーチ、医療スタッフが判断したならば、これを援助するべきである。これにより、主審は、競技者が競技のフィールドから離れるまでプレーの再開を遅らせることが求められる
- 「プレーの続行が困難な負傷等による交代」が不正に使われた可能性がある懸念が発覚したならば、関係機関に通知しなければならない

以上